

2020年2月28日

日本労働組合総連合会
広島県連合会(連合広島)

連合広島2020春季生活闘争 要求状況について

時下、ますますご清祥のことと拝察致します。

また、日頃から連合広島の諸活動にご支援・ご協力を頂き、感謝を申し上げます。

さて、連合広島では、2020春季生活闘争の要求状況を2月28日に集計しましたので、結果について、以下のとおり情報開示致します。

つきましては、県内の労働組合未組織の労働者への相場波及をはかるため、各社におかれましては、マスコミ報道を通じて幅広く周知をいただきたく、ご理解とご協力をお願い致します。

1. 集計の概要について

(1)連合広島は、「2020春季生活闘争方針」において、要求提出を原則として2月末までに行うこととしてきました。

○2月25日13:00現在で構成組織からの報告を集計した結果、連合広島に加盟する民間組合391組合のうち、132組合が要求を提出(うち中小32組合)しました。

○132組合のうち、平均賃金方式で要求を提出し、金額が集計できる93組合の要求水準は8,147円(2.92%)となりました。

賃金改善(ベア)については、金額が集計できる99組合の要求水準は3,447円となりました。

企業収益の動向をみつつ、すべての組合が「分配構造の転換につながり得る賃上げ」をめざし、「働きの価値に見合った賃金水準」の獲得に向けて、労働組合が果たすべき社会的責務を十分に認識したうえで、「賃金水準の追求」にこだわった要求を行っています。

○300人未満の中小組合32組合のうち、平均賃金方式で要求を提出し、金額が集計できる27組合の要求水準は6,868円(3.09%)となっています。

賃金改善(ベア)については、金額が集計できる27組合の要求水準は3,601円となりました。

中小組合において、「底上げ」「格差是正」「底支え」の観点での取り組みが、着実に要求に反映されています。

(2)引き続き「賃金水準の追求」にこだわって交渉を行い、第1 先行組合回答ゾーンでの回答引き出しに向けて全力を尽くす。加えて、未組織労働者を含むすべての働く者へ波及させるために情報開示と共有を積極的に行っていきます。

(3)具体的な要求集計状況等は、別添資料のとおりです。

なお、集計状況には、引き上げ額、一時金等の数値報告がない場合や、報告はあるものの連合広島の集計システムにデータ反映できなかった場合は、集計に含んでいません。

2. 本件に関するご質問等がありましたら、連合広島 徳本まで(TEL:082-262-8755)ご連絡下さい。

以上

1. 要求状況

	2020要求 (2020. 2. 25)		昨年対比		2019要求 (2019. 2. 26)	
	組合数	率	組合数	率	組合数	率
連合広島加盟の民間組合	391 組合				391 組合	
要求提出組合	132 組合	33.76 %	-36 組合	-9.21 ポイント	168 組合	42.97 %
要求見送組合	1 組合	0.26 %	-6 組合	-1.53 ポイント	7 組合	1.79 %
要求検討中・状況不明	258 組合	65.98 %	42 組合	10.74 ポイント	216 組合	55.24 %

※

2. 賃金引上げ

①平均賃金方式 (加重平均)

全体	2020要求 (2020. 2. 25)			昨年対比		2019要求 (2019. 2. 26)		
	集計組合数	引上げ額	引上げ率			集計組合数	引上げ額	引上げ率
		集計組合員数			集計組合員数			
	93 組合			-31 組合	-391 円	124 組合		
	53,779 人	8,147 円	2.92 %	-2,660 人	-0.19 ポイント	56,439 人	8,538 円	3.11 %
300人未満	27 組合			-30 組合	-581 円	57 組合		
	2,126 人	6,868 円	3.09 %	-3,554 人	-0.40 ポイント	5,680 人	7,449 円	3.49 %

②個別賃金方式 (単純平均)

個別賃金方式	2020要求 (2020. 2. 25)				昨年対比				2019要求 (2019. 2. 26)			
	集計組合数	要求水準	引上げ額	引上げ率	集計組合数	要求水準	引上げ額	引上げ率	集計組合数	要求水準	引上げ額	引上げ率
		集計組合員数				集計組合員数				集計組合員数		
A方式30歳	10 組合				2 組合				8 組合			
	3,497 人	317,090 円	3,020 円	0.96 %	244 人	-6,385 円	20 円	0.02 ポイント	3,253 人	323,475 円	3,000 円	0.94 %
A方式35歳	1 組合				0 組合				1 組合			
	189 人	240,000 円	13,880 円	6.14 %	44 人	-7,100 円	11,280 円	5.08 ポイント	145 人	247,100 円	2,600 円	1.06 %
B方式30歳	組合				0 組合				組合			
	人	円	円	%	0 人	0 円	0 円	0.00 ポイント	人	円	円	%
B方式35歳	3 組合				0 組合				3 組合			
	805 人	291,067 円	5,323 円	1.86 %	-717 人	10,823 円	-652 円	-0.32 ポイント	1,522 人	280,244 円	5,975 円	2.18 %

③賃金改善 (ペア) 【明確に金額が集計できたもの】

全体	2020要求 (2020. 2. 25)		昨年対比	2019要求 (2019. 2. 26)	
	集計組合数	引上げ額		集計組合数	引上げ額
		集計組合員数		集計組合員数	
	99 組合		96 組合		
	63,816 人	3,447 円	-502 円	32,465 人	3,949 円
300人未満	27 組合		39 組合		
	2,131 人	3,601 円	-315 円	4,234 人	3,916 円

<用語説明>

○平均賃金方式/組合員の一人平均賃金の引き上げ額を交渉する方式。

○個別A方式/特定した労働者(たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職・勤続12年・年齢30歳事務技術職)の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくら引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ペア」と定義した。

○個別B方式/特定した労働者(たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職)の前年度の賃金に対し、新年度(勤続と年齢がそれぞれ1年増加)の賃金に対し、いくら引き上げるかを交渉する方式。

3. 有期・短時間・契約等で働く労働者の賃金引上げ

非正規労働者	2020要求 (2020. 2. 25)		昨対比	2019要求 (2019. 2. 26)	
	集計組合数	引上げ額		集計組合数	引上げ額
	集計組合員数			集計組合員数	
時給	3 組合	56.7 円	-3 円	6 組合	60.0 円
	1,739 人			人	
月給	1 組合	6,000 円	6,000 円	組合	円
	1,496 人			人	

4. 一時金 (加重平均)

全体	2020要求 (2020. 2. 25)		昨対比	2019要求 (2019. 2. 26)	
	集計組合数	要求		集計組合数	要求
	集計組合員数			集計組合員数	
金額	35 組合	1,256,802 円	-268,809 円	37 組合	1,525,611 円
	8,556 人			11,132 人	
月数	82 組合	4.97 カ月	-0.20 カ月	93 組合	5.17 カ月
	58,950 人			59,479 人	
300人未満	集計組合数	要求	昨対比	集計組合数	要求
	集計組合員数			集計組合員数	
	金額	11 組合		1,238,466 円	-233,700 円
747 人		1,127 人			
月数	21 組合	5.12 カ月	-0.05 カ月	38 組合	5.17 カ月
	1,065 人			4,290 人	

2020春季生活闘争「労働条件に関する各種取り組み」

要求事項		要求・取組	回答・妥結
1. すべての労働者の立場にたった「働き方」の見直し/ワークルールの取り組み			
(1) 長時間労働の是正			
● 36協定の点検や見直し			
a) 36協定は、「月45時間、年360時間以内」を原則に締結する。	1	3	1回
b) やむを得ず特別条項を締結する場合においても、年720時間以内とし、原則を踏まえ、より抑制的な時間となるよう取り組む。	2	4	2回
c) 休日労働を含め、年720時間以内となるように取り組む。	3	3	3回
● 時間外・休日割増率引き上げの取り組み	4	7	4回
● 年次有給休暇の取得促進に向けた取り組み			
a) 職場における取得状況等を把握し、労働者が全員偏りなく年次有給休暇が取得できるよう、取得5日未満者をなくす取り組みを行う。	5	4	5回
b) 年次有給休暇100%取得をめざし、計画的付与の導入などの方策について、労使間で協議等を行う。	6	4	6回
● インターバル制度の導入、および導入済制度の向上に向けた取り組み	7	30	7回
● 事業場外みなし労働者、管理監督者も含めたすべての労働者の労働時間管理・適正把握の取り組み			
● 事業場外みなしおよび裁量労働制の適正運用に向けた点検 (労使協定・労使委員会、健康・福祉確保措置の実施状況、労働時間の状況など)	9		9回
● 労働安全委員会の設置など労働安全衛生法令に基づく職場の点検、改善の取り組み	10	1	10回
● その他長時間労働の是正・過労死ゼロに関する取り組み（※上記具体的な取組内容が不明な場合はこちらへ記入）	11	5	11回
(2) 有期・短時間・契約等で働く労働者の雇用安定や処遇改善の取り組み			
① 雇用安定			
● 正社員への転換ルールの整備と運用状況点検	12	5	12回
● 無期労働契約への転換促進および無期転換ルール回避目的の雇止め防止と当該労働者への周知徹底	13	1	13回
● 派遣労働者の受け入れ時および期間制限到来時における交渉・協議の協約化、ルール化の取り組み	14		14回
② 処遇改善			
● 同一労働同一賃金の実現に向けた労働条件の点検もしくは改善 次のa)～e)について、パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者など、雇用形態にかかわらず不合理な差別がないか、点検もしくは改善した場合、○印をつけてください。			
a) 一時金支給の取り組み	15	6	15回
b) 福利厚生全般及び安全管理に関する取り組み（点検、分析・検討、是正等の取り組み）	16	4	16回
c) 社会保険の加入状況の確認・徹底と加入希望者への対応	17	1	17回
d) 育児・介護休業の取得を正社員と同様の制度とする取り組み	18	3	18回
e) 教育訓練など、その他処遇改善に関する取り組み（※上記具体的な取組内容が不明な場合もこちらへ記入）	19	3	19回
(3) 高齢となっても安心して安全に働き続けられる環境整備の取り組み			
a) 65歳から70歳までの就業機会確保	20		20回
b) 60歳以降の処遇のあり方への対応	21	29	21回
(4) 障がい者雇用に関する取り組み			
● 障がい者雇用率の把握と法定雇用率達成に向けた取り組み	22		22回
● 障がい者雇用に関する労働協約・就業規則の点検・見直し	23		23回
(6) 治療と仕事の両立支援に関する取り組み			
※ 疾病治療と仕事の両立が可能となる職場環境の整備、多様な休職・勤務制度の導入などの取り組みをカウント			
2. ジェンダー平等・多様性の推進			
(1) 男女間賃金格差および生活関連手当支給基準の是正			
● 男女間賃金格差の実態と要因把握・点検、改善へ向けた取り組み			
25	1	25回	
● 生活関連手当での「世帯主」要件廃止や、女性のみ証明を求められる等の見直しに関する取り組み			
26		26回	
(2) 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動			
● 男女間格差の状況についての点検やポジティブ・アクションによる改善の取り組み			
27		27回	
● 合理的な理由のない転居を伴う転勤の是正			
28		28回	
● 妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いについての検証と是正			
29		29回	
● 改正女性活躍推進法にもとづく事業主行動計画策定に向けた取り組みや着実な進捗の有無を確認する取り組み			
30		30回	
● 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の定着・点検に向けた何らかの要求・取組（※上記具体的な取組内容が不明な場合はこちらへ記入）			
31	1	31回	
(3) あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み			
● 職場実態の把握と事業主が講ずべき措置も含めたハラスメント対策についての労使協議			
32	1	32回	
● あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組み（セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラ、パワハラ、ジェンダー等、同性間も含む）			
33	2	33回	
● 「性的指向及び性自認に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン」を活用した就業環境改善に向けた取り組み			
34	1	34回	
● ドメスティック・バイオレンスをはじめとする性暴力による被害者の職場における支援のための環境整備			
35	1	35回	
(4) 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備			
● 育児・介護に関する両立支援制度の点検・改善の取り組み			
36	15	36回	
● 男性の育児休業取得促進に向けた取り組み			
37	2	37回	
● 両立支援のための相談窓口設置に向けた取り組み			
38		38回	
● 不妊治療と仕事の両立に向けた取り組み			
39	1	39回	
(5) 次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進			
● 次世代育成支援対策推進法にもとづく行動計画の策定、取り組みの点検			
40	1	40回	

※：新設項目（2019では調査していない項目）